

令和7年度 足立区ホームページ作成・更新補助金のご案内

1 申請要件

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であり、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める要件を満たしていること。
 - ア 補助金の交付を受けようとする者が法人である場合、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - (ア) 区内に本店登記があり、かつ、区内に主たる事業所を有していること。
 - (イ) 役員総数の過半数が大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。）の役員や従業員等を兼ねていないこと。
 - イ 補助金の交付を受けようとする者が個人事業主である場合、区内の住所で開業届を提出しており、かつ賃貸借契約等により実質的に区内で事業を行っていることが確認できること。
- ※ 本部とフランチャイズ契約を締結しているチェーン店、フランチャイズ店は対象外。
- (2) 補助を受ける事業（以下「補助事業」という。）の内容について、国又は地方公共団体若しくはこれらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けておらず、かつ、受ける見込みがないこと。
- (3) 過去に当該補助金の認定を受けていないこと。
- (4) 足立区ウェブ活用アドバイザーの事前相談を受けている者であること。
- (5) 住民税又は法人税等の諸税を滞納していないこと。
- (6) 当該中小企業者の発行済株式総数又は出資総額の過半数を当該中小企業者以外の区外企業または大企業によって単独で所有されておらず、又は出資されていない者であること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号又は同条第5項に規定する営業を営む者及び当該営業を営む者で構成された団体でないこと。
- (8) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくは日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

2 対象経費

- (1) 当該申請者が新規に独自のホームページを作成するための委託費
 - (2) 当該申請者がすでに作成したホームページを全面的に改修、更新するための委託費
 - (3) ホームページ上で公開する自社のPR動画や製品等の紹介動画を作成するための委託費
- ※ 補助金採択日以後に発生する経費が対象。
- ※ 改修とは、ページ・機能の追加等ではなく全面的な改修・更新を指します。

3 対象外経費

- パソコン等設備購入費、ドメイン維持費、サーバー維持費、ホームページの維持管理のための費用
- ※ 補助金採択前に支出した経費は対象外。着手金等を支払い済みの場合も対象外。
- ※ 既にホームページを持っている法人又は個人において、新たな事業の立ち上げに伴い、当該事業に関するホームページを開設する場合などは対象外。
- ※ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社、株主の親族や役員の親族が経営する会社等との取引は対象外。

4 補助額

- (1) 通常枠（ホームページの作成及び更新補助）

対象経費の2分の1（千円未満の端数が生じたときは切り捨て）とし、補助上限額は10万円とする。
- (1) 動画加算枠（ホームページの作成、更新及び動画作成補助）

対象経費の2分の1（千円未満の端数が生じたときは切り捨て）とし、補助上限額は15万円とする。

5 申請期間

令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金） ※予算額に達し次第締め切ります。

6 申請方法及び書類

※ ウェブ活用アドバイザーの事前相談を受けて、必要書類を揃えて、提出してください。

提出書類等	個人	法人
ホームページ作成・更新補助金申請書（様式第1号）	○	○
事業計画書（様式第2号）	○	○
見積書	○	○
住民票	○	
直近の個人事業税納税証明書（又は非課税証明書）（※1）及び 住民税納税証明書（又は非課税証明書）	○	
開業届（税務署受付印のあるもの）の写しと賃貸借契約書等で 実質的に区内で事業を行っていることが確認できる書類	○	
履歴事項全部証明書		○
直近の法人住民税・法人事業税納税証明書（又は非課税証明書）（※1）		○

（※1）創業1年未満で決算を迎えていない場合は不要。事業実態を訪問調査等により確認させていただく場合があります。

7 補助金の交付

事業完了後、必要書類に経費支払いの根拠書類を揃えて提出してください。その後、交付決定通知書に基づき交付いたします。

※ 補助金は、原則として指定された金融機関口座への振り込みによる一括払いで区から交付されます。

振り込み先の口座は、「補助金交付請求書兼口座振替依頼書」によって、申請者名義（個人の場合は本人名義、法人の場合は会社名義）の口座を指定することになります。他者の口座を指定することはできません。個人が法人名義の口座を指定することや、法人が個人名義となっている口座を指定することもできません。

8 その他

（1）次に該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことになります（補助金交付候補となっている場合は、補助金交付候補の決定を取り消します）。また、すでに交付された補助金がある場合は、足立区補助金等交付事務規則に基づき、補助金額の全額または一部を返還していただくことがあります。

① 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

② 当該事業の内容が履行されなかったとき。

③ 類似する他の補助金の交付を受けたとき。

④ 区が求めた書類、証明書等の提出がされなかったとき。

⑤ 区が求めた報告を怠ったとき。

⑥ 補助金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令若しくはこれに基づく区の指示に違反したとき。

⑦ 認定に係る申請書等の内容と異なる行為を行っているときと認められるとき。

（2）補助金交付候補となった計画を中止または変更する場合は、すみやかに区の指定する様式により届出を行うことが必要です。事前に区担当課までご連絡ください。

（3）補助金の交付を受けた計画にかかる経理について、収支の事実を明らかにした挙証資料を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存する義務を負っていただきます。

（4）補助金の交付を受けた計画内容（個人情報・機密事項を除く）の概略を、区は広報等で公表する場合があります。

（5）補助事業が完了した翌年度に、必要な書類を添えて、実績報告書を区に提出していただきます。

【提出先およびお問い合わせ先】

足立区 産業経済部 企業経営支援課 イノベーション推進担当
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所 南館4階
電話 03-3880-5496 FAX 03-3880-5605